

危険なブロック塀等の撤去補助制度について

地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止等を図るため、避難道路等に面した危険なブロック塀等の撤去及び撤去後のフェンス等の設置工事に要する費用の一部を補助します。

撤去工事 補助金額 上限 10万円 (補助対象工事費の 2/3)

補助対象となるブロック塀等

ブロック塀等点検表(別紙)において、不適合が1つ以上あること
避難道路に面しているブロック塀等であること
(隣地境界に建つブロック塀等は対象外)

ブロック塀等とは、

- ・補強コンクリートブロック造の塀及び組積造の塀

設置工事 補助金額 上限 5万円 (補助対象工事費の 2/3)

補助対象となるフェンス等

上記の撤去工事補助を利用して既存のブロック塀等を全部撤去したものの(既存基礎については全撤去すること)
新たに設置する工作物は、建築基準法に法令違反しないこと

フェンス等とは、

- ・上記のブロック塀等に加え、軽量フェンスや生垣等も含む

◆ 注意事項 ◆

- ・補助金の交付には、一定の条件がありますので、必ず事前にご相談ください。
- ・交付決定前に施工業者と契約した場合、補助は受けられません。
- ・申請される年度の2月末まで工事を完了させ、実績報告する必要があります。
- ・年度ごと予算の範囲内において申込を受付します。

お問い合わせ先

射水市役所 都市整備部 建築住宅課(大島分庁舎2階)

TEL: 0766-51-6683 FAX: 0766-51-6696